

第165回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 開催日時

令和6年11月6日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬 委員（部会長）、橘隆一 委員、原啓一郎 委員

【職員】

佐藤森林課長、木村林地対策室長 他

4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第3号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】土石等の採掘（砂利採取）について]

委員：現在は小規模林地開発行為の届出により土石の採取が行われているということだが、今回の新規申請により、拡大区域側へさらに深く掘り進めるということか。

事務局：現在の地盤の高さで奥に掘り進めていくようになる。

委員：浸透池の容量を増やすのは、奥の部分を一時的に受け止めるため大きくするということか。

事務局：はい。

委員：開発後の造成森林等の管理は土地所有者が行うとなっているが、所有者は事業者とは別にいるということか。

事務局：はい。

委員：保全管理計画書は土地所有者が作成したのか。

事務局：はい。

委員：現在の計画では令和11年で完了することになっているが、奥側へ新たに拡大する可能性もあるのか。

事務局：現時点でさらに拡大するという話は聞いていないが、新たに拡大することになった場合は、改めて手続きをするよう指導する。

委員：新たに拡大することになった場合、その採取が終わってから森林を造成するのか、森林に戻せるところは順次戻していくのか、どちらか。

事務局：採取が終わっている箇所については、順次植栽するよう指導する。

委員：採取後に表土を戻すための表土置場が計画されているが、今回拡大する区域の森林の表土を採取してストックしておくということか。

事務局：はい。

委員：最後は森林を造成する区域に対して表土を戻すということだが、その中に法面は含まれないのか。

事務局：はい。平場と浸透池として深く掘った場所には表土を戻して植栽基盤を作り、法面には植生シートを張る計画となっている。

委員：緑化で表土を還元する方法もあるため、せっかくストックするのであればと思い確認した。

委員：小堰堤が設置されている部分があるが、進入路と事業地北側が開いているのはなぜか。

事務局：北側については、赤道には設置しないということで町と協議がなされているため設置されない。入口部分については、こちら（図示）の方が70cmほど事業区域内よりも高くなっているため、水が外に出ていくことはないということで設置されない。

委員：この小堰堤設置の意味は、事業区域からの水が外に出ないようにということだと思うが、設置されていない部分から水が出ることはないのか。

事務局：すべて浸透池に集水するような勾配で造成等されるため、水が外に出ていくことはないと考えられる。

委員：飛砂防止ネットの範囲について、この人家（図示）までが影響する範囲で、その隣は特段影響しないという考えということか。

事務局：ここの残置森林（図示）の部分が、こちらの山に比べて立木本数が少ない

ため、隣接する方との協議の結果、ここには飛砂防止ネットを設置することとなった。

委員：造成森林でクロマツ、コナラ、ネムノキの3樹種が予定されているが、それ以外の樹種を使用することはできないのか。

事務局：樹種を変更するということが事業者から示された場合は、現地に適合するか等の協議を行い、変更届を提出するよう指導することになる。

委員：全国的にナラ枯れ、マツ枯れの激しい被害が広がっている現状があり、状況によっては樹種変更もありうると思ったため、それが臨機応変にできるのか確認した。

○第2号案件【変更】工場、事業場の設置（物流施設用地造成）について】

委員：様式2の許可基準の水害の防止③で、西側法面の直接放流について記載があるが、東側の直接放流については記載がないのはなぜか。

事務局：東側法面の直接放流については、2号調節池の放流先と水路管理者が同一であり、2号調節池の放流同意に際して直接放流部分も含めた内容で協議がされている。一方、西側法面については、1号調節池の放流先の水路管理者及び2号調節池の放流先の水路管理者とはまた別の水路管理者がおり、その別の水路管理者からの同意も得られているということで様式2に記載した。

委員：東側は直接放流部分の面積がかなり広いが、同意済みということであれば問題はないのか。

事務局：はい。なお、2号調節池の必要容量は、県土整備部が策定した宅地開発等に伴う雨水排水等の基準に基づき、この直接放流域の面積も含めて計算されている。

委員：縮小区域の考え方について、相続の関係等で事業区域隣接地番の地権者がよくわからなくなっている部分があるという話だと思うが、地番界から1m離すことによって、その隣接地権者との協議等は全く必要なくなるという解釈なのか。

事務局：森林法の林地開発許可制度ではそのような考えはないが、都市計画法の開発許可制度では、事業区域界を地番界に設定すると、隣接同意が必要となること。地番界からどれだけ離せばよいかという基準があるのかについては把握していないが、今回は1m離すことで問題ないと聞いている。

委員：開発行為が進んだ後で、隣接地の地権者から、「聞いていない」という話が出てこないかが心配。

事務局：事業者所有の土地の安全側にセットバックされているため、特段問題はないと考えられる。

○第3号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：北東側からも開発区域内に水が入ってくるように見えるが、その部分についても池の容量計算で考慮しているか。

事務局：はい。ここ（図示）まで集水区域として含めている。

委員：様式2の災害の防止①で、切土は法面勾配1:1.2と記載があるが、計画断

面図では 1:1.0 となっている部分もあるのはなぜか。

事務局： 1:1.2 の部分は 5 条森林部分の法面勾配、1:1.0 の部分は 5 条森林外の部分となっており、様式 2 には 5 条森林部分の法面勾配を記載している。

委員： 深掘部分について 1:1.0 の勾配で切って施工中の問題はないのか。

事務局： 地質的に 1:1.0 で問題はないと考えられる。

委員： 今回の拡大区域で、林地開発に該当しない部分はどこか。

事務局： 黒いドットがある部分が 5 条森林外であり、森林部分としては、この部分（図示）のみとなる。

委員： 土地利用計画平面図の中央あたりは、事業区域外となっているが、集水域として計算されているということか。

事務局： はい。

委員： 最終的に深掘部分を埋戻す土砂は、どこから持ってくるのか。

事務局： 埋戻しの土砂は外部から持ってくるわけではない。深い層が良質な土砂で使い道があるのに対し、最初のうちは使い道のない土砂であるため、それを仮置きしておき、下の層の土砂を搬出して、最後に使い道のない土砂を戻すということ。搬出して減った分、地盤の高さが下がる。

委員： 今回の案件に限らず、土石等の採掘は土埃が舞いやすいと思うが、隣接地に対する配慮等はどのようなものがあるのか。

事務局： 太陽光発電施設の隣接地では、飛砂防止ネットを設置してほしいという要望がある場合があるが、今回の案件については隣接する太陽光発電施設からの要望はない。